

2021年1月8日現在

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
定期乗車券および回数乗車券の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、2021年1月7日に政府から発令された「インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）」に基づく緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）を受け、当社では定期乗車券および回数乗車券を使用されないお客さまに対して、次のとおり払いもどしをいたします。

なお、払いもどしは緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内に、定期乗車券については新杉田駅・金沢八景駅の各窓口にて、回数乗車券については新杉田駅・並木中央駅・金沢八景駅の各窓口にてお受けください。

ご不明な点は駅係員にお尋ねください。

1 定期乗車券の取扱い

2021年1月7日に政府から1都3県を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、以下（1）の条件を満たす定期乗車券を以下（2）に掲げる日に払いもどしを申し出たものとみなし（その日に遡って）通常の計算方法（以下（3）を参照）で所定の手数料（220円）を収受したうえで払いもどしをいたします。

（1）対象となる定期乗車券の条件

条件1：2021年1月7日までに購入したものであること

条件2：緊急事態措置期間（2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間を有効期間に含むこと

（2）定期乗車券の払いもどしのお申し出をしたものとみなす日

① 2021年1月7日までに有効開始となる定期乗車券の場合
2021年1月7日を申出日とします

※ ただし2021年1月8日以降に当該定期乗車券を使用した場合は、その最終使用日を申出日とします

② 2021年1月8日以降に有効開始となる定期乗車券の場合

（ア）定期乗車券が未使用の場合

当該定期乗車券の有効開始日の前日を申出日とします

(イ) 定期乗車券をすでに使用した場合

当該定期乗車券の最終使用日を申出日とします

(3) 払いもどし額の計算方法

① 1か月単位で計算する場合

払いもどし額＝購入額－使用経過月数分の定期旅客運賃－手数料

② 使用開始後7日以内の場合

払いもどし額＝購入額－使用日数分の片道普通旅客運賃×2－手数料

※ 通常の払いもどし同様、手数料220円を徴収いたします

※ 片道普通旅客運賃は10円単位の運賃とします

(4) 定期乗車券の払いもどし取扱箇所

① 取扱箇所

新杉田駅、金沢八景駅の各窓口

② 取扱時間

7時00分～20時00分

(5) 払いもどしの注意事項

① 払いもどしをされる前に、新たな定期乗車券を購入（上書き）された場合、旧定期乗車券の情報が消去されてしまうため、払いもどすことができなくなりますのでご注意ください。

② 上記以外の駅から定期乗車券の払いもどしのために窓口へ向かわれる際は、自動券売機にて「定期券取扱乗車券」をご購入のうえ、窓口までご持参ください。

※ 定期券取扱乗車券は出場時に自動改札機に回収されず出てきますのでお取り忘れにご注意ください

③ 払いもどしの際には本人確認のため、公的証明書が必要となります。

払いもどしは、緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内に、新杉田駅、金沢八景駅の各窓口でお受けください。

2 回数乗車券の取扱い

2021年1月7日に政府から1都3県を対象とした特措法に基づく緊急事態宣言が発令されたことに伴い、緊急事態措置期間（2021年1月8日から緊急事態措置を行う期間の最終日まで）の全部または一部期間を有効期間に含む回数乗車券については、その有効期間が経過した場合であっても、特例により有効期間内に払いもどしのお申し出をされたものとみなして、旅客営業規則に定める所定の計算方法により算出した額を払いもどしをいたします。ただし払いもどし額がない場合もございます。

(1) 払いもどし額の計算方法

払いもどし額＝購入額－（当該区間の片道普通旅客運賃×使用枚数）－手数料

※ 通常の払いもどし同様、手数料220円を徴収いたします

(2) 回数乗車券の払いもどし取扱箇所

① 取扱箇所

新杉田駅、並木中央駅、金沢八景駅の各窓口

② 取扱時間

始発～最終列車出発まで

払いもどしは、緊急事態宣言解除の翌日から起算して1年以内に、新杉田駅、並木中央駅、金沢八景駅の各窓口でお受けください。

問合せ先

新杉田駅 045-776-1217

並木中央駅 045-786-5020

金沢八景駅 045-786-5030